第5号様式の次に第5号の2様式として次のように加える。

第5号の2様式（第16条の2関係）

冷却剤注意用表示

注1　「WARNING」の文字は高さ25ミリメートル以上の黒文字で冷却剤の品名とそれに続いて「AS　COOLANT」又は「AS　CONDITIONER」の文字を記入すること。

2　下部の白地に高さ25ミリメートル以上の黒文字で冷却剤の品名とそれに続いて「AS　COOLANT」又は「AS　CONDITIONER」の文字を記入すること。

第6号様式中「及び第25条の5」を「、第25条の5及び第25条の6の3」に改め、（フレキシブルバルクコンテナの表示）として次のように加える。

（フレキシブルバルクコンテナの表示）

BK3／(b)／(e)

J／(g)／(j)／(k)

第6号様式備考2中「とし」を削り、「「Y」」の下に「、フレキシブルバルクコンテナにあつては「Z」」を加え、同様式備考5中「及びIBC容器」を「、IBC容器及びフレキシブルバルクコンテナ」に改め、同様式備考10中「又は」を「若しくは」に改め、「数値」の下に「又は第25条の6の3第3号に規定する設計輸送積載重量の四倍の加重を表す数値」を加え、同様式備考13を備考14とし、備考12の次に備考13として次のように加える。

13　大型容器にあつては、表示する文字及び数字が12ミリメートル以上のものとすること。

第6号様式備考に備考15として次のように加える。

15　フレキシブルバルクコンテナにあつては、表示する文字及び数字が24ミリメートル以上のものであること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3　平成二十五年十二月三十一日までに製造された大型容器の表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（次項において「新告示」という。）第六号様式の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第七条の三の規定に基づく表示は、新告示の規定にかかわらず、平成二十五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第千四百八十八号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年十二月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ロ中「及びスルフォン化ポリアクリレート（水溶液）」を「、スルフォン化ポリアクリレート（水溶液）、1・3―ペンタジエン（濃度が五十質量パーセントを超えるものに限る。）、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物、ナトリウムメトキシド（濃度が二十一質量パーセント以上三十質量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。）及びオクタメチルシクロテトラシロキサン」に改め、同号チ中「有機リン化合物（固体）（他に品名が明示されているもの」の下に「及び殺虫殺菌剤類」を加え、「及び1・1・2―トリクロロエタン」を「、1・1・2―トリクロロエタン、エトキシ化タローアミン（濃度が九十五質量パーセントを超えるものに限る。）、ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一質量パーセントから八十九質量パーセントまでのものに限る。）、1―フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）、2―メチルグルタロニトリル及び2―エチルブタンジニトリルの混合物（2―エチルブタンジニトリルの濃度が十二質量パーセント以下のものに限る。）及びアルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）」に改め、同号ヌ中「オキシ臭化リン（固体）」を「オキシ臭化リン」に、「水酸化ルビジウム（固体）」を「水酸化ルビジウム」に改め、「トリクロロ酢酸（固体）」の下に「、一塩化ヨウ素（固体）（容器等級が「II」のもの）」を加え、「及び硫化ナトリウム（水溶液）（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）」を「、硫化ナトリウム（水溶液）（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）、アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩、アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六のもの及びその混合物に限る。）及び塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　九五二円（本体　九二〇円）　（配送料　別）